

福岡の野菜特別対策事業実施要領（第4 関連）

（別紙）

1. 露地野菜産地育成事業

- （1）対象品目 ：露地野菜
 （キャベツ、レタス、ほうれんそう、ブロッコリー等）
- （2）対象者 ：露地野菜を新規に1品目30a以上導入する生産者
 ※新規に導入とは、過去3年間、生産実績がないこと。
- （3）助成対象 ：露地野菜を新規に導入する生産者に作付面積に応じて支援。
 ※初回作付に必要な種苗費、肥料・農薬等資材費への助成
- （4）補助額 ：新規導入面積10a当たり5万円
 ※ただし、補助額は1千円未満切捨てとし、上限50a（25万円）までとする。
- （5）要件等 ：新規導入の露地野菜はJA共販とすること。

2. 施設野菜技術高度化モデル事業

- （1）対象品目 ：施設野菜
 （いちご、トマト、なす、きゅうり等）
- （2）対象者 ：施設野菜のJAの部会員を構成員とする5名以上のグループ
 （同一部会からは1グループのみ対象）
- （3）助成対象 ：野菜施設内に環境測定装置を設置し、測定データに基づく高度な栽培
 管理を実践するグループに支援
- （4）補助額 ：定額（環境測定装置設置補助として、グループ参加者1人当たり10
 万円、1グループ100万円を上限とし、助成は同一部会1回のみ。）
- （5）要件等 ：① グループ全員が野菜施設内に加温施設、給水施設、光合成促進装
 置を導入済みであること。
 ② グループ全員が事業実施年度内に環境測定装置（温度、湿度、炭
 酸ガスは必須）を設置するとともに、測定データをグループ内で共
 有すること。
 ③ 測定データを活用して栽培技術の向上に関する研修会を実施する
 とともに、普及指導員や専門家等の指導を受けること。
 ※グループ外の部会員も研修会に参加することは可能。

3. 共通

- （1）補助額 ：平成30年度 6,000千円
 平成31年度 7,000千円
 平成32年度 7,000千円 （3カ年合計20,000千円以内）
- （2）重複支出 ：この事業の補助金は他の補助金との重複支出はしない。

以 上